最終更新日：2021年6月28日
日本紙パルプ商事株式会社
代表取締役社長　渡辺　昭彦
問合せ先：(03)3534-8522（代表）管理本部総務部
証券コード：8032
https://www.kamipa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、当社グループが大切にすべき価値観「Our Corporate Spirit」、当社グループの使命「Our Mission」、そして、私たちグループ役職員が積極的に実践すべきことを明確化した「Our Principles」からなる「グループ企業理念」を制定し、“紙、そしてその向こうに”のスローガンのもと、グループ一丸となった事業活動を推進しております。また、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」を定め、法令等の遵守の徹底、自由・公正・透明な事業活動の推進、ステークホルダーからの信頼の確保等を宣言しております。

当社グループは、グループ企業理念及びグループ企業行動憲章に則り、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、説明責任を果たすとともに、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会などあらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、効率的かつ公正で透明性の高い経営を実現することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

＜グループ企業理念＞

Our Corporate Spirit（グループが大切にすべき価値観）
誠実をもって人の礎とし、公正をもって信頼を築き、調和をもって社会に貢献する。

Our Mission（グループの使命）
社会と地球環境のよりよい未来を拓きます。

Our Principles（グループ役職員が積極的に実践すべきこと）
Change　社会の変化を的確に捉え、迅速果断に自らを変革します。
Challenge　強い信念、高邁な向上心をもって、新たな領域に挑戦します。
Create　多様性を尊重し、世界規模で新たな価値を創造します。

Corporate Slogan
“紙、そしてその向こうに”

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】（政策保有株式）
当社は、取引関係や協力関係の構築、または維持・強化のために必要と判断する企業の株式を取得、保有しております。
保有する株式については、毎年、取締役会において個別銘柄毎に、保有することで得られる取引利益と配当金などの収益が当社の資本コストを上回っているか否かという定量的な観点に、当該企業との中長期的な取引関係等の定性的な観点を踏まえ保有の適否を検証し、保有の合理性が認められなくなったと判断された銘柄については売却を行い、縮減を図っております。
また、当社は政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値向上につながるか、及び当社の企業価値を毀損させる可能性がないかという観点から議案の内容を検討し、賛否を判断しております。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
当社が、当社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、あらかじめ「取締役会規程」に手続を定め、取締役会にて承認を得ることとしております。

【原則2－6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社における企業年金の積立金の運用については、管理全般管掌取締役を長とする年金委員会において、運用方針の決定及びモニタリングを実施しております。
また、運用に当たっては、適切な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。
なお、議決権行使については運用委託先の判断基準によって行われており、利益相反に該当する事項はありません。

【原則3－1】（情報開示の充実）
（1）企業理念、経営計画
当社は、グループ企業理念及びグループ中期経営計画を、当社ウェブサイトに掲載しております。
（https://www.kamipa.co.jp/company/）
（2）コーポレート・ガバナンスに関する考え方・基本方針
本報告書のⅠ－1「基本的な考え方」に記載のとおりです。
（3）取締役の報酬決定の方針と手続
方針については、本報告書のⅡ－1「機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役報酬関係］に記載のとおりです。
手続については、本報告書のⅡ－2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の［取締役・監査役の選解任及び取締役の報酬決定の手続］に記載のとおりです。
（4）取締役・監査役の指名に当たっての方針と手続
本報告書のⅡ－2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の［取締

役・監査役の選解任及び取締役の報酬決定の手続」に記載のとおりです。
(5) 取締役・監査役個々の選解任理由
当社は各取締役及び監査役候補について、候補とした理由を招集通知にて個々に説明しております。なお、社外取締役及び社外監査役については、本報告書のⅡ－1「機関構成・組織運営等に係る事項」にも記載しております。
また、取締役・監査役の解任を行う場合は、解任する理由を招集通知にて個々に説明いたします。

【補充原則4－1－1】 (取締役会の役割・責務)
本報告書のⅡ－2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、客観的、専門的な観点から当社事業に助言できる人物を、独立社外取締役候補者として選定しております。

【補充原則4－11－1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
取締役会の員数は定款で定める9名以内であり、当社グループの効率的な経営を行うための体制及び活発な議論を確保するために適切な人数であると判断しております。
取締役会については、知識・経験・能力のバランスがとれた構成となるよう、当社グループが推進する各事業分野において豊富な知識と経験を有する者、経営企画部門や管理部門における専門性を有する者など、社内外を問わず人格、知見に優れた者を選任し、多様性を確保しております。

【補充原則4－11－2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)
取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、毎年有価証券報告書及び株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－11－3】(取締役会の実効性評価)
取締役会は毎年、各取締役による取締役会の自己評価に加えて各監査役の意見も求め、これらに基づき取締役会の実効性評価を行っております。
※2020年度実施の評価においては、全取締役・監査役を対象としたアンケートを実施し、これに基づき取締役会にて審議をいたしました。その結果、取締役会の構成、議案の内容及び審議時間、情報提供をはじめとした支援体制等は適切であり、当社取締役会の実効性は確保されていること、また、決算・業績進捗・振り返りや内部統制・リスク管理等について、一層の審議の充実が図られたことを確認いたしました。一方で、コロナ禍におけるリモート会議増加に伴うコミュニケーションの不足等、より充実したコミュニケーションの在り方等について高い課題認識が見られました。本評価を踏まえ、適宜必要な改善を実施し、引き続き取締役会の実効性の維持ならびに向上に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
当社は、取締役及び監査役による経営の監督・監査を遂行する上で必要となる情報や知識を、総務部及び内部監査室を中心とした関連部署から適宜提供しております。当社費用負担による外部者開催の講習・情報交換会にも必要に応じて出席し、職務遂行上のスキルの継続的研鑽を支援しております。
また、社外取締役及び社外監査役については、就任時に、必要に応じて当社事業環境等の説明及び取締役・監査役としての実務等について説明を実施し、求められる役割と責務についての理解の促進に努めております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
(1) IR体制
株主との対話全般について統括する取締役は、社長及び管理全般管掌取締役とします。また、株主との対話に際しては、広報部門をはじめ総務、経営企画、財務等の各部門が連携し、対話の支援を行います。
(2) 対話の充実
個人面談以外の対話の充実策として、以下の取組みを行っております。
・アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催(2回／年)
・当社ホームページによる、決算説明資料をはじめとする情報開示の充実
(3) 経営陣へのフィードバック
対話を通じて得られた株主の意見・懸念については、必要に応じて担当取締役が取締役会に報告いたします。
(4) インサイダー情報の管理
インサイダー情報の取扱いについては、社内規程に則り適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	1,638,972	11.81
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本製紙口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,402,000	10.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	606,600	4.37
日本紙パルプ商事持株会	474,711	3.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	461,930	3.32
北越コーポレーション株式会社	310,160	2.23
JP従業員持株会	308,035	2.21
中越パルプ工業株式会社	258,439	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	205,900	1.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	159,900	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2021年3月31日現在を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増田　格	他の会社の出身者								△			
竹内　純子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田　格	○	増田格氏は、当社と取引関係があり、また株主でもある三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、2021年3月末現在における同社からの借入は当社借入総額の8.9%、また同社の当社に対する議決権比率は0.5%であります。	増田格氏は、金融機関において長年にわたり企業経営に従事し、また複数の上場会社において社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を有しております。これらの経験と幅広い見識を活かし、当社の経営について適切に監督、助言をいただくために、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏の属性は左記のとおりですが、当社は複数の金融機関と取引をしており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはありませんので、独立役員として指定しております。

竹内　純子	○	―――	竹内純子氏は、事業会社において長年にわたり自然環境保護に携わり、同社を退社後はNPO法人や大学等において環境・エネルギー分野の研究に従事するとともに、政府委員など多数の公職を歴任するなど、環境・エネルギー分野において幅広く研究・提言活動を行っております。このような同氏の豊富な経験やこれらに基づく高い見識を活かして、客観的、専門的な視点から、当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を行っていただくために、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏は当社と特別な利害関係は無く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはありませんので、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は取締役・監査役の指名及び報酬に関する任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、客観性・透明性を確保するため、社長及び独立社外取締役2名の計3名にて構成し、議長は社長が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、監査役監査に活用しております。また、監査役監査計画と監査結果を内部監査室に伝達し、監査役監査と内部監査の基本方針、重点課題・対象部門・個別テーマ・監査時期・監査範囲・監査体制等を相互に確認し、監査役監査に実効的に活用しております。
内部監査室は、内部監査等の計画を作成するにあたり、会計監査人と協議し、計画を作成しております。
会計監査人は、内部監査室を通じて当社グループと往査日程等の調整を行っております。
会計監査人は監査役に、監査及び四半期レビューの計画の概要を説明しており、また、四半期毎に監査又は四半期レビューの結果としての意見又は結論に至る過程の概要を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
喜多村　勝徳	弁護士										○			
樋口　尚文	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
喜多村　勝徳		―――	喜多村氏は、裁判官としての豊富な経験及び弁護士としての経営に関する高い見識を有し、企業法務に精通しております。これらの豊富な経験と知識を当社の監査に反映していただくために、社外監査役として選任しております。なお当社は、同氏が所属する丸の内法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。
樋口　尚文	○	―――	樋口尚文氏は、公認会計士として多くの企業の監査を経験し、現在は、自ら公認会計士事務所を開設しているほか、東北大学会計大学院にて教授を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知見を有し、企業会計に精通しております。このような同氏の財務及び会計に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映していただくために、社外監査役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏は当社と特別な利害関係は無く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはありませんので、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の業績連動報酬等については、【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、2017年6月28日開催の第155回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度を導入いたしました。これに伴い、以降はストックオプションの新規付与は行っておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額につきましては、当社ホームページの「株主総会情報」サイトに掲載しております株主総会招集通知(事業報告)をご参照ください。
(https://www.kamipa.co.jp/ir/meeting/)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。
1.基本方針
当社の取締役の報酬は、役割の内容や責任に応じて支給される基本報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬である賞与、中長期的な企業価値向上に貢献する意識を高め、株式価値との連動性をより明確にした株式報酬の計3種類により構成し、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
なお、社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬及び固定額の賞与のみとします。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、役位に応じた月次の固定報酬とし、その役位別基準額は、外部調査機関による役員報酬の調査等を参考に、業種・業態や規模が類似する企業のデータとも比較の上、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

3.業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
当社の取締役の業績連動報酬等は、中期経営計画との連動を意識し、連結業績を反映した金銭報酬とし、基本報酬月額に役位別に定めた倍率を乗じて算出した役位別賞与基準年額に、基準となる時点(2013年3月期)の連結経常利益に対する当該年度の連結経常利益の比率を乗じて算出した額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。ただし、社外取締役の賞与は定額とします。

4.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
当社の取締役の非金銭報酬等は、株式交付信託を用いた株式報酬とします。制度の内容は、2017年6月28日開催の第155回定時株主総会において決議されたとおりです。

5.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社における業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位により大幅な差は設けないものの、上位の役位ほど業績連動報酬等の比率が高まる構成とします。

なお、役員報酬に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容は以下のとおりです。
(2011年6月29日開催の第149回定時株主総会の決議内容)
取締役の報酬総額は、年額350百万円以内、監査役の報酬総額は年額60百万円以内として決議しております。
(当該株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名)
(2017年6月28日開催の第155回定時株主総会の決議内容)
第149回定時株主総会において決議された報酬総額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式交付信託による株式報酬制度の導入を決議しております。本制度は、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、270百万円(3事業年度)を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり合計30,000ポイント(1ポイント＝1株)を上限として、役位に応じて定めたポイントを毎年付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。(当該株主総会終結時の取締役の員数は4名(社外取締役を除く))

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の連絡窓口は秘書室が担当しております。また、総務部が、取締役会の議案等の事前配付を行うほか、必要に応じて、担当の執行役員、総務部、その他の関係部門が議案の事前説明を実施しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会設置会社であり、監査役及び監査役会設置会社であります。また、執行役員制度を導入しております。
【取締役会】
取締役会は、本報告書提出日現在6名(男性5名、女性1名)、うち2名が独立社外取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」の定めに則り、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令または定款に定められた事項のほか、株主総会に関する事項、重要な組織及び人事に関する事項、株式等に関する事項、経営計画に関する事項、重要な出資に関する事項、

内部統制システムに関する事項など、重要な業務執行についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。
また、独立社外取締役は、客観的、専門的な視点から、当社の業務執行を監督するとともに、経営に対する適切な助言を行っております。
（活動状況）2020年度は、計17回開催しました。各取締役・監査役の出席状況は、100%となっています。

[経営会議]

経営会議は、「経営会議規程」に基づき、当社グループの経営及び業務執行に関する重要事項の審議、並びに経営方針及び経営計画の策定を目的として、原則として毎月2回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。同会議は、社長を議長とし、常勤取締役及び統括・副統括により構成しております。また、常勤監査役も出席し監査に不可欠な経営情報を入手するとともに、適宜意見を述べております。
（活動状況）2020年度は、計19回開催しました。

[執行役員]

執行役員には、本報告書提出日現在、取締役との兼任者3名を含む26名が就任しております。このうち、取締役との兼任者及び「統括・副統括」を担務とする執行役員は、当社グループ全体を掌握し、当社グループ全体に共通する経営目標の達成を目指して重要な経営目標ごとに社長を補佐しており、また、その他の執行役員は、本部長、支社長等又は子会社の社長等を担務としてそれぞれの機能の強化及び業績の拡大を担っております。

[監査役・監査役会]

監査役会は、本報告書提出日現在、3名(うち、社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、法令、定款及び「監査役会規程」の定めに則り、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役会の議案及び取締役の職務執行に係る事項の監査を行っております。また、代表取締役との連絡会を原則として毎月1回開催し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
（活動状況）2020年度は、計13回開催しました。監査役の出席状況は、100%となっています。

[人事委員会]

人事委員会は、「人事委員会規程」に基づき、当社グループの戦略的事業展開のために必要となる重要な人事施策の決定や、グループにおける人材配置の最適化を行っております。同委員会は、社長を委員長とし、統括・副統括、及び関西支社・中部支社の各支社長により構成しております。
（活動状況）2020年度は、計12回開催しました。

[全社ＣＳＲ委員会]

全社ＣＳＲ委員会は、「ＣＳＲに関する管理規程」に基づき、原則として半期に1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、当社グループのＣＳＲ活動に関する基本方針及び取組計画を審議、決定するとともに、活動の実施状況の確認及び見直し策の策定を行っております。
同委員会は、社長を委員長とし、常勤取締役、管理本部・企画本部の各本部長により構成しております。また、監査役(社外監査役を含む)をオブザーバーとしております。
（活動状況）2020年度は、計4回開催しました。

[リスク管理委員会]

全社ＣＳＲ委員会の下部組織であるリスク管理委員会は、「リスク管理基本規程」に基づき、必要に応じて随時開催し、リスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、当社グループにおけるリスクの低減に継続的に取り組んでおります。同委員会は、管理・企画統括を委員長、管理本部本部長及び企画本部本部長を副委員長とし、委員は内部監査室及び管理本部及び企画本部から選任されます。また、監査役（社外監査役を含む）をオブザーバーとしております。
（活動状況）2020度は、計12回開催しました。

[取締役・監査役の選解任及び取締役の報酬決定の手続]

当社では、任意の指名・報酬諮問委員会として、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。
取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、同委員会において、当社に対する貢献度が高く、当社の発展に不可欠と思われる人材の中から、人格識見ともに優れた者を指名し、取締役会にて決議しております。また、取締役・監査役の解任を行うに当たっては、同委員会において、その適格性について審議し、取締役会にて決議の上、株主総会に上程いたします。
取締役の報酬については、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、同委員会において審議し、取締役会にて決議しております。
なお、個人別の基本報酬額及び賞与の配分については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が決定しております。

[監査役監査及び内部監査の状況]

1) 監査役監査の状況

監査役会は監査役3名で構成されており、各監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役が経営会議等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を適正に監査しております。また、関係会社の業務や財政状態の定期的な調査、会計監査人や内部監査室との連携等、監査役会の機能の強化に取り組んでおります。なお、監査役を補佐する担当セクションや専任の担当者は設置しておりませんが、スケジュール管理などを秘書室が担当するほか、必要に応じて内部監査室及び内部統制部門を含む業務執行部門が補佐を行っております。

2) 内部監査の状況

内部監査につきましては、業務執行部門から独立して設置した内部監査室（有価証券報告書提出日現在14名）が、「内部監査規程」に基づき関連部門と連携・分担しながら、当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、継続的に監査を実施し、その結果を社長へ報告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況について、関連部門と連携・分担してフォローアップを実施しております。

[会計監査の状況]

会計監査は、監査法人と監査及び四半期レビュー契約を結び、法令に基づく会計監査、内部統制監査及び四半期レビューを受けております。

1) 監査法人の名称

八重洲監査法人

2) 業務を執行した公認会計士

代表社員	業務執行社員	三井　智宇
代表社員	業務執行社員	辻田　武司
業務執行社員		山田　英二

3) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　11名
その他　　3名

[責任限定契約の概要]

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

[役員等賠償責任保険契約の概要]

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主（株主代表訴訟）や取引先等第三者から損害賠償請求を受けた場合の訴訟費用や賠償金等の損害を、当該保険契約により填補することとしております（免責額の定めあり）。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員（執行役員は第三者から損害賠償のみ対象）であり、保険料は、当社が負担しております。

【その他】
各グループ会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき全社及び個別に管理者を置き、各社の自主性を尊重しつつ、重要事項については事前に当社代表取締役の承認を得るとともに、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うものとしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループ事業に精通した取締役で取締役会を構成することにより、経営効率の維持、向上を図っているほか、経営環境の急速な変化に対応すべく、職務責任を明確にし、業務執行の機動性を高めることを目的に執行役員制度を導入しております。

また、当社は、監査役会設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分に機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。

なお、当社では、経営の効率化・迅速化を一段と進めるとともに、経営監督機能のさらなる充実を図るため、2017年6月の株主総会において、取締役の員数を減員するとともに、新たに社外取締役1名を増員し、取締役6名（うち独立社外取締役2名）の体制といたしました。社外取締役は、取締役・監査役の指名及び報酬決定プロセスにも関与しており、客観的な立場から適切な監督・助言を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期日に先立って招集通知を発送しております。 また、発送日より前に、当社ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット（スマートフォンを含む）による議決権の行使が可能です（携帯電話からは行使できません）。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義）及び参考書類を英文で提供しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。 （https://www.kamipa.co.jp/ir/meeting/）

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算短信及び第2四半期決算短信公表後に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、適時開示情報をはじめ、決算短信、決算説明資料、株主総会情報、配当情報などを掲載しております。 （https://www.kamipa.co.jp/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部門を窓口とし、総務、経営企画、財務等の各部門が連携して活動を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、取引先、株主、地域社会などあらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的な企業価値の向上を図ることがＣＳＲの基本であるとの認識のもと、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」にその旨を定めております。 （https://www.kamipa.co.jp/activity/charter/）
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動については、2001年1月にISO14001の認証を取得以来、環境マネジメントシステムの実践に取り組んでおります。当社は、CO2排出量の削減・省エネ・省資源・廃棄物の再資源化、グリーン製品の優先調達のほか、古紙等の再資源化事業の強化、再生紙及び環境配慮型商品の需要拡大への対応などを実践しております。 また、バイオマス発電や太陽光発電など、再生可能エネルギーによる電力事業への取り組みも強化しております。 ＣＳＲ活動については、2005年4月から活動を開始し、毎年策定する全社ＣＳＲ取組計画を着実に実践するとともに、2007年度からは当社グループ全体の活動と位置付け、取り組んでおります。 環境保全活動やＣＳＲ活動につきましては、当社ホームページの「環境・CSR活動」サイトにて公表しております。また、Annual Reportにもその概要を掲載しております。 （https://www.kamipa.co.jp/activity/） なお、当社では、2021年6月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を行いました。現在、気候変動に関するリスクが事業や業績に与える影響・対応策について、TCFDの提言に基づくシナリオ分析を進めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」において、お客様、取引先、株主、地域社会など、あらゆるステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、説明責任を果たすことを宣言しております。
その他	当社では、男女の区別なく、当社の求める人材像を基準に採用を行っております。また、女性が十分に能力を発揮し、継続して活躍できるよう、女性活躍推進法に基づく「行動計画」を策定し、全社一丸となって取組を加速しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、事業活動におけるリスクの低減と、適正かつ効率的な業務を確保するためには、実効性のある内部統制システムの整備が重要な経営課題であると考えます。

この考え方に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し実践するとともに、進捗状況のモニタリングを継続的に行い、企業価値の更なる向上を目指す所存です。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．コンプライアンス体制の基礎として、当社グループの役職員の行動規範として「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社グループへの周知徹底を図り、ＣＳＲ活動に則った事業活動を推進する。
2．コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「全社ＣＳＲ委員会」及びその下部組織として「全社ＣＳＲ推進委員会」・「部門別ＣＳＲ委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
3．取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
4．監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
5．取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
6．法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、従業員等が直接相談、通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理ヘルプライン運営規程」に基づき運用を行う。
7．財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
8．内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。
9．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては警察及び関係機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
2．情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用について、社内規程を定め適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に基づき、「全社ＣＳＲ委員会」の下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び主要な子会社におけるリスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。
2．当社グループの経営や事業等に多大な悪影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とする「危機管理委員会」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．「取締役会規程」の定めに則り、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
2．当社グループの経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。
3．「取締役会規程」及び「執行役員規程」の定めに則り、取締役会において執行役員を任命するとともに、その業務分担を定め、業務執行の明確化を図り効率的な執行ができる体制とする。
4．業務執行については、「組織及び職務権限規程」に基づき、それぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、予算の達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1．当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規定を定める。また、主要な子会社にコンプライアンス推進担当者を置き、「全社ＣＳＲ委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。内部統制については、主要な子会社にプロセス代表、推進リーダーを置き、グループとしての内部統制推進体制を構築・推進する。
2．子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループとしての管理を徹底する。
3．子会社は、「関係会社管理規程」に従い、当社の管理担当部署を通して財務状況を定期的に当社に報告する。また、重要事項及び災害や事故などの危機情報についても、適時に当社に報告する。
4．当社の内部監査室は、当社グループ内の内部統制推進体制を支援するとともに、直接または間接的に、子会社における業務が法令、定款及び社内規定に適合し、かつ適切であるかについての監査を定期的に実施する。また、監査の結果改善すべき点があれば、指導を行う。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。
2．監査役補助者の任命・異動等人事権に係わる事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
3．当該補助者が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1．取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
2．当社グループにおいて、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、当該グループ会社のコンプライアンス推進担当者が速やかに当社監査役に報告する。
3．取締役、執行役員及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。なお、当該報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役、執行役員または使用人に説明を求めることができることとする。
2．監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。また、必要に応じ監査役･会計監査人･内部監査室との意見交換会を開催する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社グループの考え方
当社グループは、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断することを宣言しております。

(2)整備状況
上記の考え方を徹底するため、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する旨、「内部統制システム整備に関する基本方針」に定め、取締役会で決議しております。また、警視庁管内特殊暴力対策連合会に加盟し、情報収集に努めるとともに、所轄警察署や顧問弁護士等とも連携を図り、不測の事態に備えております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1．適時開示の基本的な考え方
当社は、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たし、社会からの更なる信頼を獲得するべく、企業情報を適時、的確かつ公平に開示することを基本姿勢としております。

2．適時開示に係る社内体制
(1)概要
当社は、管理全般管掌取締役を情報取扱責任者としております。適時開示に当たっては、各事案における所管部署にて開示文案を作成し、管理本部及び企画本部の確認のもと、必要に応じ監査役、会計監査人及び顧問弁護士等の監査及び助言を受けたうえ、情報取扱責任者の承認を経て総務部にて適時開示情報の管理及び開示手続きを行っております。
また、適時開示情報はTDnetによる開示のほか、開示後速やかに当社ホームページにおいて公開しております（「適時開示に係る社内体制図」参照）。

(2)決定事実の適時開示
当社に係る重要な事項は、「取締役会規程」に基づき取締役会に付議し、審議・決議しております。
決議事項のうち開示対象となる重要な決定事実は、管理・企画統括の指示のもと、取締役会終了後直ちに開示の手続きを行っております。なお、開示文につきましては、各事案における所管部署が文案を作成し、管理本部及び企画本部の確認のもと、情報取扱責任者の承認を経て、総務部が開示の手続きを行っております。

(3)発生事実の適時開示、決算情報の適時開示
当社に係る重要な発生事実は、各事案における所管部署から管理・企画統括に報告を行う体制をとっております。
このうち、適時開示対象となる重要な発生事実については、各事案における所管部署が開示文案を作成し、管理本部及び企画本部の確認のもと、情報取扱責任者の承認を経て、総務部が開示の手続きを行っております。
決算情報につきましては、主管部である財務部から管理本部本部長、管理・企画統括に報告を行います。適時開示の対象となる事項を確認のうえ財務部が開示文案を作成し、管理本部及び企画本部の確認のもと、情報取扱責任者の承認を経て、総務部において開示の手続を行っております。

(4)関係会社に係る情報
当社では、「関係会社管理規程」を設け関係会社の管理を行っております。
当社における関係会社管理責任者としては、個別関係会社ごとの経営状況を把握し、適宜に経営上の指導、助言、支援等を行う第一次管理責任者、及び上記経営管理業務を管理、監督し、管理対象関係会社の経営管理に責任を負う第二次管理責任者を置いております。
また、関係会社全体の経営管理に責任を負う第三次管理責任者である管理・企画統括のもと、主管部として、国内事業管理部及び海外事業管理部を置き、管理に当たっております。
関係会社に係る重要な決定事実及び発生事実については、主管部が管理本部本部長、企画本部本部長及び管理・企画統括に報告し、管理本部及び企画本部において、適時開示の対象となる事項を確認のうえ、情報取扱責任者の承認を経て総務部が開示の手続きを行っております。

3．適時開示に関する社内周知
当社は、内部情報の管理、重要事実の公表、株式等の売買規制等に関して「内部情報管理及び内部者取引防止規程」を定め、東京証券取引所の開示規則に準拠した基準を設け管理しております。
この規程は当社役職員に十分周知されており、重要事実が公表前に漏洩することを防止しております。
また、この規程により開示対象となる重要事実が発生した場合、または該当すると思われる事実が発生した場合、直ちに管理・企画統括に報告し対応することとしております。

経営管理組織図

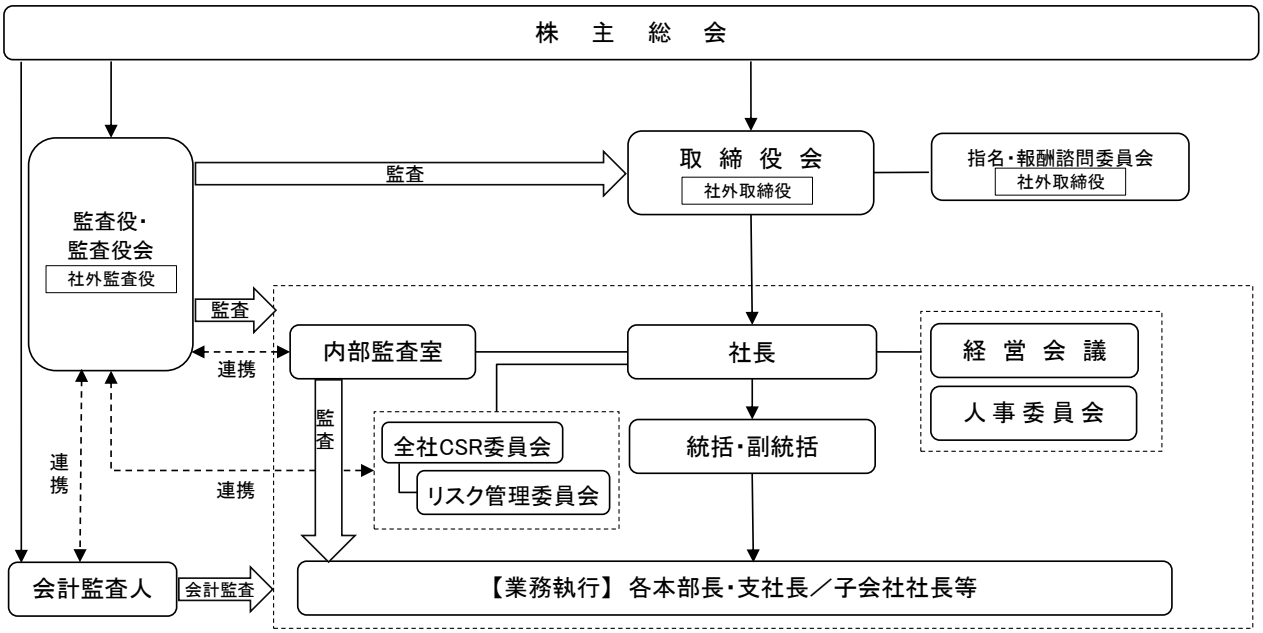
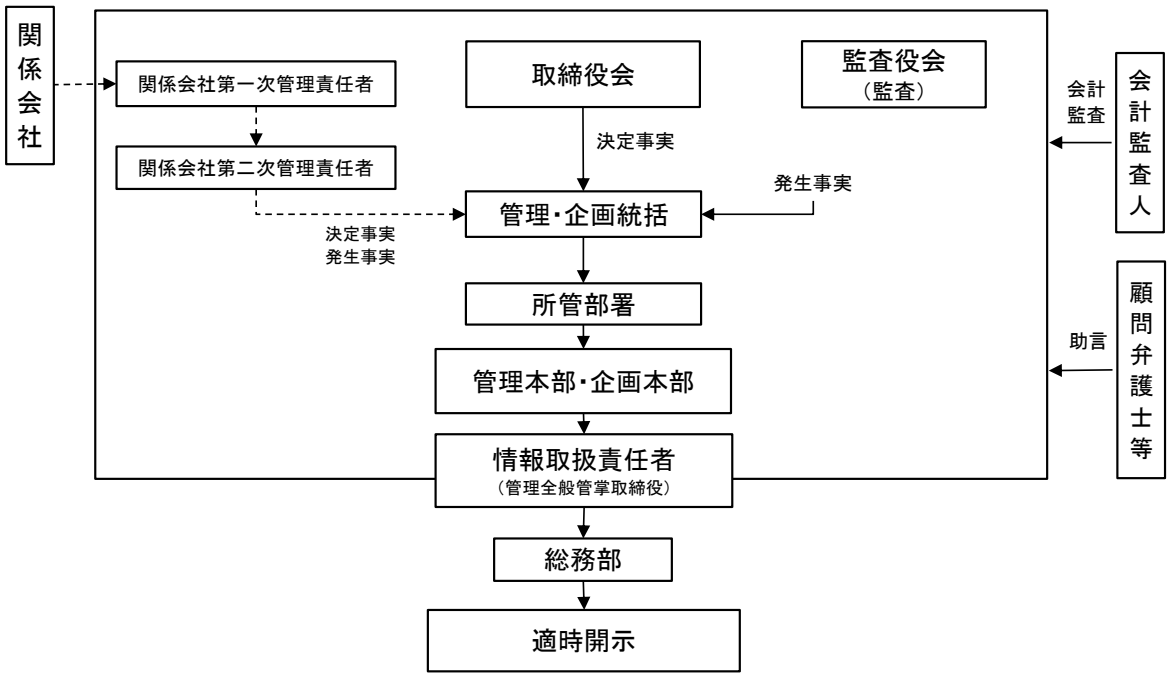
適時開示に係る社内体制図